

## 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標

独立行政法人通則法第29条の規定に基づき、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

（前文）

沖縄科学技術大学院大学（仮称）（以下「大学院大学」という。）は、沖縄において、科学技術に関する国際的な教育研究拠点の形成を図るため、世界最高水準の自然科学系の教育研究を行うことを目的とする大学であり、平成24年度までの開学を目指し、その準備を進めているところである。

この大学院大学は、沖縄の地理的優位性や地域特性を活かし、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的な教育研究機関となることにより、世界の科学技術の発展に寄与することが期待される。また、大学院大学は、沖縄において、「知」の創出が社会・経済の発展の原動力となる「知識基盤社会」の中核として、沖縄の科学技術水準の向上、さらには大学院大学を核とした他大学、公的研究機関、民間企業・研究所等の集積（知的クラスター）の形成を通じて、沖縄の自立的発展に資することが期待される。

このような目的を達成するため、大学院大学は、世界最高水準・柔軟性・国際性・世界的連携・産学連携の5つを基本理念に掲げることとしている。そして、柔軟で自律性の高い運営の下、真に国際的な教育研究環境を提供することにより、国内外から優れた研究者や学生を獲得し、生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的な教育研究を行うこととしている。

機構は、本構想を推進する主体として平成17年9月の設立以来、第1期の中期目標に基づき、大学院大学の設置の準備と併せ、国際的に卓越した科学技術に関する研究活動を実施すること等により、沖縄における研究基盤の整備に努めてきた。

第2期においては、第1期の成果の上に立って、平成24年度までに大学院大学の実現を期するという考え方の下、着実に、大学院大学の設置の準備を進めるとともに、新キャンパスの一部供用開始（平成21年度）を受けて、優れた学生の受入れを拡大する等、世界最高水準の大学院大学の開学に向けた研究教育活動の一層の充実を図る必要がある。また、研究教育活動を支える経営面においても、世界の大学等に比肩し得るような質の確保と向上に努めることが重要である。本中期目標はこれらの考えを基に策定したものであり、この目標の達成を通じて、世界最高水準の教育研究を行う大学院大学の礎が築かれるとともに、それが世界規模の知的競争状況に挑戦する有意な先行事例の一つとなることを期待する。

なお、本中期目標の策定に当たって念頭に置いた大学院大学の開学時の姿は、別紙「沖縄科学技術大学院大学の開学時の姿」の通りである。

## I 中期目標の期間

本中期目標（第2期）の期間は、平成21年4月から平成24年3月までの3年間とする。

## II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 科学技術に関する研究開発

（研究開発活動）

- ・ 個々の研究の自由な発想に基づき、融合的な領域における先端的・独創的な研究開発に重点を置く。
- ・ 外部研究者等との有機的な連携により有益な研究成果が期待できる場合において、これらの研究者と共同研究を進める上で必要な機構が有する施設・設備の共用を促進する。
- ・ 研究者の業績評価に当たっては、世界最高水準の大学院大学を開学するという機構の目的に照らし、その活動を評価する。特に、研究活動については、国際的な研究者による外部評価を活用し、その高度な見識の下で世界的に高いレベルに基準を置いた評価を行う。また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）」に沿って適切な研究開発評価を実施することにより、優れた研究開発が効果的・効率的に行われていくことを目指す。

（研究者の採用）

- ・ 世界最高水準の大学院大学の構成員となる者として相応しい、個々の自由な発想に基づき融合的な領域において先端的・独創的な研究開発を行う優れた研究者を募集する。別紙に示す開学時の姿を念頭に置き、年齢構成にも配慮しつつ計画的な採用を行い、大学院大学の教員集団の中核を形成するとともに、国際的な認知を得る。
- ・ 国際的な競争の中で、世界の優れた研究者や学生を惹きつけるためには、多様な人材の活躍を促す環境の整備に努めるとともに、外国人研究者の割合を高め、世界に開かれた研究教育機関としての評価を確立する必要がある。このため、既に外国人が半数を占める主任研究者については、その水準の維持に努め、その他の研究者についても国際的な採用活動を展開することにより、大学院大学の開学時には教員の半数以上が外国人となることを目指す。
- ・ 世界最高水準の大学院大学を開学するという機構の使命を踏まえ、融合的な研究領域の優れた研究者を確保するため、研究者の独創性・可能性に配慮した採用を行うための採用プロセスの構築を図る。その際、透明性・公平性に留意し

つつ国際公募を行うとともに、第1期中期目標期間中に中核的研究者によるワークショップ等により築いてきた高度な世界的ネットワークを活かし、真に優れた者が採用されるよう努める。

## 2 成果の普及及びその活用の促進

- ・ 論文の投稿、国際的な研究集会等における口頭発表等を通じ、研究成果の公表等、学術的な実績を積み重ねることにより、将来の大学院大学開学に向け機構の学術的な知名度の向上に努める。
- ・ 知的財産については、必要に応じて権利化を図り、その保護・活用を促進するため、研究開発成果の適切な管理のための体制整備に努めるとともに、産業界との有機的連携を図る。

## 3 研究者の養成及びその資質の向上、研究者の交流

- ・ 大学院大学の開学に先駆け、教育・研究者養成の実績を蓄積し、その国際的な評価を高めることが重要である。このため、新キャンパスの一部供用開始（平成21年度）を受けて、内外の大学との連携大学院制度等の活用による大学院生の受入れについて、質の確保に留意しつつ、その規模を拡大する。その際、内外の大学等との競争の中で優秀な学生の獲得に努める。
- ・ 研究室の実働スタッフの主力として博士号を取得した研究員を雇用し、主任研究者の適切な指導・助言の下に研究開発を行わせることにより、最先端の科学技術研究開発を独立して行う研究能力を備えた研究者の育成を図る。また、最先端の融合分野において、大学院生、博士研究員、若手研究者を主たる対象とした国際ワークショップを開催する。
- ・ 融合的研究に関する国際シンポジウムを適宜開催するほか、他機関の研究者のサバティカル・リープの利用など多様な形態による研究開発の実施、短期間・長期間の研究者の招聘や派遣などにより、研究者の交流を促進するとともに、国際的な知名度の向上を図る。

## 4 大学院大学の設置の準備

- ・ 平成24年度までの開学を目指すという方針（平成20年12月19日関係閣僚申合せ）に基づき、平成23年3月までに大学院大学の設置の認可申請を行うため、教育研究上の基本組織（研究科、専攻等）、収容定員、教育課程、課程の修了要件等、大学の設置認可に必要な事項について、運営委員会における検討も踏まえつつ、別紙の示す開学時の姿を念頭に置いて逐次準備を行う。
- ・ 研究者の適切な処遇を含め、国際的に競争力のある人事・処遇制度の構築及び研究環境、生活環境の整備を図るため、必要な措置を講じる。
- ・ 将来の大学院大学開学に向け、教員のテニユア（終身在職権）と定年の扱い等の人事制度や、内外の優秀な学生の獲得のための取組について検討を行う。

- ・ 上記の取組を含め、大学院大学の設置の準備については、大学院大学の設置主体となるべき法人の設立委員が別途定められたときには、関係法令に基づき、設立委員の事務局として必要な業務を適切に行うものとする。

#### 5 効果的な広報・情報の発信等

- ・ 機構の業務や将来の大学院大学の計画について、周辺自治体の住民を含め、国民の広範な支持・理解が得られるよう、プレス発表、広報誌、利用施設の公開等の効果的かつ効果的な方法により、分かりやすく説明する。
- ・ 内外の大学・研究機関や企業等との連携・支援関係の構築や優れた研究者・学生の獲得等に資するため、国内外の関係者に対して戦略的に情報を発信し、大学院大学構想の国際的な認知度の向上を図る。

### Ⅲ 業務の効率化に関する事項

#### 1 管理運営業務の効率化

- ・ 大学院大学の開学に向けて事業規模が拡大する中であっても、組織の肥大化を避け、迅速な意思決定による機動的な組織運営が行われる必要がある。このため、職員の適正かつ柔軟な配置、責任の所在と範囲の明確化、業務の外部委託の適切な活用等を通じて、管理運営業務の効率化を図る。
- ・ 上記の取組により、全職員に占める管理部門の職員の比率について低減を図る。

#### 2 予算の適正かつ効率的な執行

- ・ 国からの財政支出の大きさにかんがみ、国民の不信を招くことのないように、予算の適正かつ効率的な執行に努めることとし、職員に対しコスト意識の徹底を図るとともに、予算管理のあり方の改善を図る。
- ・ 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図る。

#### 3 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化

- ・ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、契約は原則として一般競争入札等によることを徹底する。やむを得ず随意契約によることとした契約については、その妥当性を検証するため、監査項目を設定し内部監査を実施する。
- ・ 一般競争入札の増加等に伴う調達事務の増大に対処するため、複数年契約の活用等による契約の合理化、契約事務の電子化等による事務の効率化・省力化に努める。

#### 4 給与水準の適正化

- ・ 職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、社会

的に理解が得られる水準であるかを検証し、必要に応じて給与水準の適正化のための措置を講じるとともに、検証結果や講じる措置について公表する。

#### 5 保有資産の有効活用

- ・ 中期目標期間中に整備される管理棟、研究棟を含め、施設及び設備の利用状況を定期的に点検し、計画的な利用・維持管理に努める。特に、シーサイドハウスについては、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、具体的な方針を明らかにした上で、その有効活用に努める。

#### 6 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化

- ・ 業務の適切かつ効率的な実施が確保されるよう、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき監事監査の充実を図り、入札・契約の適正化、給与水準の適正化、保有資産の有効活用の状況等について厳格なチェックを受けるなど、引き続き、内部統制・ガバナンスの強化を図る。
- ・ 毎年度、明確かつ具体的な年度計画を策定する。また、内外の大学等の例を踏まえつつ、業務の実施状況についての組織的かつ定期的な自己点検・評価の仕組みを構築する。自己点検・評価の結果については、独立行政法人評価委員会による評価結果と併せて、業務の実施に適切に反映する。

### IV 財務内容の改善に関する事項

- ・ 企業等からの受託収入や寄附金、競争的研究資金等の組織として獲得し得る外部研究資金について、具体的かつ定量的な目標を設定した上で、獲得に向けた取組を積極的に行い、自己収入の増大に努める。また、研究者個人による競争的資金の申請を奨励する。
- ・ 大学院大学の開学に向けて、将来、自立的な財政基盤を構築することを視野に入れつつ上記の取組を推進するため、専門性を有する優れた人材を獲得する。また、競争的研究資金の獲得については、インセンティブ制度の導入や事務局による研究者の効果的なサポートのあり方等について調査・検討を行い、順次、その実施を図る。

### V その他業務運営に関する重要事項

#### 1 施設・設備に関する事項

- ・ 恩納村キャンパスでの施設の供用を開始することを目指すとともに、自然環境の保全やユニバーサルデザイン化の配慮に万全を期しつつ、世界中の優秀な学生及び研究者にとって魅力的な世界最高水準の教育研究環境の実現に向け、開学時に必要な教育研究基盤を効率的に整備する。

#### 2 人事に関する事項

- ・ 大学院大学の開学時における事務局体制への移行を踏まえた計画的な職員の採用及び適正な配置を行う。
- ・ 機構の業務の遂行には、国際コミュニケーション能力や高度な専門性を有する事務職員を必要とすることにかんがみ、適切な研修の実施等により、計画的な人材育成に努める。また、個々の職員の能力が最大限発揮されるよう、能力・業績に対する人事評価を適切かつ公正に実施する。
- ・ 事業の円滑な実施を図るため、教育研究機関、行政機関、企業等における専門的知識・技術・経験を有する人材との人事交流を積極的に進める。

### 3 事務局体制の整備

- ・ 世界最高水準の教育研究を行う大学院大学を実現するには、法人の経営面においても、それに見合った高い質を確保する必要がある。内外の競争力ある大学の例も踏まえ、大学院大学の開学時に想定される事務局機能を念頭に、計画的に事務組織の整備を行う。その際、機動的・効率的な業務の実施を確保する観点から、不断の見直しを行う。

### 4 社会的責任を果たすための取組

#### (法令遵守・倫理の保持)

- ・ 法人に対する国民の信頼を確保する観点から、適切な文書管理に努め、情報の公開及び個人情報保護に適正に対処するとともに、研究上の不正及び研究費不正の防止に努める等、全ての活動において法令遵守、倫理の保持を徹底する。

#### (地域社会との連携)

- ・ 本構想の実現に向けては、沖縄県の策定した「沖縄科学技術大学院大学周辺整備計画」に基づき、地域の様々な主体により周辺の環境整備が進められている。こうした取組に積極的に協力すること等により、地域社会との連携を図り、地域に根ざした大学院大学の実現を目指す。

#### (環境に配慮した事業の実施)

- ・ 事業の実施にともなう環境影響に配慮し、環境負荷低減に向けたエネルギーの有効利用等を促進するため、「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づく環境物品等の調達の推進を含め、積極的な取組を行う。

#### (安全で働きやすい環境の整備)

- ・ 事故及び災害の未然防止等の安全確保策を推進する。
- ・ 個々の職員が安心して能力を発揮できるよう、メンタルヘルスを含めた職員の健康の増進、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止等、労務問題への適切な対応を図ることにより、快適な職場環境づくりに取り組む。また、

仕事と子育ての両立支援をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努める。